

## 70歳未満の方

(令和7年4月1日から)

所得	区分	自己負担限度額		入院時食事代 (一食当たり)
		過去12ヵ月に3回以内	過去12ヵ月に4回以上	
901万円を超える	ア	252,600円 +(総医療費-842,000円)×1%	140,100円	510円 (指定難病患者は 300円)
600万円を超え 901万円以下	イ	167,400円 +(総医療費-558,000円)×1%	93,000円	
210万円を超え 600万円以下	ウ	80,100円 +(総医療費-267,000円)×1%	44,400円	
210万円以下 (住民税非課税 世帯を除く)	エ	57,600円	44,400円	
住民税 非課税世帯	オ	35,400円	24,600円	90日までの入院 240円
				90日を超える入院 190円※

- ・ 入院時食事代が、令和7年4月1日から変更になりました。
- ・ 過去12ヶ月以内に同じ世帯での支給が4回以上あった場合、4回目以降からは限度額が下がります。
- ・ 所得の申告が無い場合は最も上位の所得者とみなされますので、ご注意ください。

※ 入院日数が90日を超える場合、改めて申請することで190円になります。  
マイナ保険証を利用した場合でも申請が必要です。